

原発費用の偽装

※「偽装」とは、（不当に利を生もうと）事実を偽りまげて、もっともらしく設^{しつら}え装うこと

昨年 12 月、政府は福島第一原発の廃炉や損害賠償・除染などの事故費用が、事故直後の見積もり約 11 兆円からほぼ倍増し、21.5 兆円になるとの試算を公表した。これらの費用を確保するために、東電に原子力や送配電事業の再編・統合を求め、収益力を高めることを明記した。

福島第一原発事故の処理費用の当初見積もりが新しい試算でどれほど膨張したか、その費用をどのような方法で確保するのだろうか。

	当初見積もり	2016 年 12 月試算	増加理由	負担
廃炉費用	2 兆円	8 兆円（4 倍）	燃料デブリ取り出し	東電
賠償費用	5.4 兆円	7.9 兆円（1.5 倍）	営業損害、風評被害	東電を含む 11 社と新電力
除染費用	2.5 兆円	4 兆円（1.6 倍）	工事費などの増加	東電
中間貯蔵費用	1.1 兆円	1.6 兆円（1.5 倍）		国
総計	11 兆円	21.5 兆円（約 2 倍）		

■ 試算は妥当か？

巨額の費用は事故の深刻さを物語っている一面もあるが、事故収束の見通しもなく、健康被害も広がりを見せている現状から、この程度で納まる話ではない。避難生活を余儀なくされている人たちも、元の生活を取り戻せない限り、原発事故被害は継続しているのであり、政府と東電が避難指示解除とあわせて賠償や支援を打ち切ろうとしている状況に照らせば、賠償費用ももっと高く見積もられてしかるべきである。更に、日本で初めての本格的な廃炉作業、それも大事故を起こした原子炉の廃炉は大きい困難を伴う。作業の中で様々なトラブルや事故も避けられないだろう。

実際、日本の経済分析等を行っている「日本経済研究センター」は「事故処理費用」として、政府試算の約 3 倍、50 兆円～70 兆円の独自の見積もりを行っている。それも、福島原発の廃炉が可能であるとの前提付きであり、廃炉が出来ない場合の費用はさらに増大するとの予測をしている。

■ 原発の発電単価は最安か？

政府と大手電力会社が原発の再稼働を進める主な論拠は次の 4 点である。

①原子力規制委員会の適合審査によって安全性が担保されている。

②発電単価が最安である。

③電力の安定供給ができる。

④ CO₂を出さない。

そのどれも根拠として妥当ではありません。

①田中委員長が再三表明しているように、規制委員会は「安全であるための最低基準を設けているのであり、審査合格は無事故を保証したものではない。」とする立場である。多くの識者が規制基準を問題にしているのは、規制基準が最低基準の体をなしていないからである。

②先述の「日本経済研究センター」レポートは、発電単価にも言及し、原発は水力発電、火力発電のどれよりも高いと結論づけている。また、龍谷大学の大島堅一教授は、旧来の発電費用に加えて「政策経費」と「事故コスト」を加えて評価し、同様に水力発電、火力発電より原子力発電が高いことを証明している。

③火力発電は安定供給が可能である。

④環境破壊として捉えると冷却水の循環は海水温度を高め、事故で放射性物質を放出したとなると CO₂どころの話ではなくなるだろう。

■賠償費用と国民負担

「原子力損害の賠償に関する法律」に「原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」「損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」と記されていることから、事故の過失・無過失を問わず、無制限の賠償責任が唯一東京電力に課せられると解釈できる。しかし、この法律には二つの例外規定を含んでいる。

一つは、異常に巨大な天災地変や社会的動乱による場合を除くこと。

もう一つは、原子力事業者の支払い能力が、一つの事故原子炉あたり 1,200 億円相当の保険金額を超える場合は国が「必要な援助」をすることである。

結局、2011 年 8 月に原子力損害賠償支援機構法（2014 年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に改正）が成立し、賠償額のほぼすべてを、原賠機構から東電に交付する仕組みが動き出す。

この原賠機構法によって、東電を含む原子力事業会社 11 社からの一般負担金、および東電からの特別負担金によって国からの資金交付額の回収を図るという枠組みが設けられた。しかし、原賠機構からの資金交付は、貸し付けではないため必ずしも東電側に返済義務が生じるものでもない。

2011～15 年度までの一般負担金総額は約 6713 億円、特別負担金は約 1800 億円、従って、原賠機構が回収した資金は合計で約 8513 億となる。一方で、2016 年 12 月までに東電に交付された資金は、総額約 6 兆 8180 億円にも上る。

■すでに電気代に組み込まれている一般負担金

原子力事業会社 11 社は毎年約 1630 億円の一般負担金を支払っている。九電の場合、約 169 億円の負担

であるが、これは九電の利益から払っているわけではない。2011年10月に料金算定規則が改定され、一般負担金は電気料金に組み込まれた。2015年度までに支払われた総額約6713億円は、私たちが支払った電気代である。また、交付金の原資は交付国債であり、その利子は税金から支払われる。本来であれば、東電の法的責任を明らかにし、資産の清算を行ったうえで、国民や消費者に負担を問うべきである。

■原発費用の不足分は2020年から送電線の利用料金に組み込まれて徴収される

膨れ上がる事故費用に対し、電気事業連合会が経産省に対し支援を求めた結果、原発の電気は嫌だとの思いで新電力を選択した消費者からも20年度から40年間、送電線の使用料（託送料）に月額平均18円上乗せして負担を求められる。経産省は「本来は電力会社が原発事業を始めた時から、事故に備えて一般負担金を積み立てておくべきだったものの不足分」と言いつつ、大手から新電力に移行した消費者も含めて「過去分」の負担金を請求する。

託送料金に「不足分」を上乗せして回収するという仕組みを許せば、原発費用の不足分はすべて託送料金に組み込まれることになる。

こうして、国民に負担を押し付け、原子力村が利する巨大な偽装装置が動き出す。

1キロワットも発電せず廃炉となった高速増殖炉「もんじゅ」、廃止が決まっている東海再処理工場、ガラス固化に失敗し23回も竣工予定が延期している六ヶ所再処理工場、高速実験炉「常陽」、新型転換炉「ふげん」などの研究、開発費用にすでに13.2兆円の税金と電気代が投入されている。

※参考:意見広告「[お断りします！原発負担金](#)」

文責(棚次奎介) 2017年5月29日公開